



中部家保だより

発行：中部家畜保健衛生所（中部農業事務所家畜保健衛生課）

〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

1 定期報告書提出のお願い

【添付書類】

1 アニマルウエルフェアに関する調査にご協力ください！

◆◆ 定期報告書申請（報告）のお願い ◆◆

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日現在の飼養状況（頭数、畜舎数等）を報告することになっています。

今回から報告は、電子申請に移行し、農林水産省共通申請サービス（eMAFF：イーマフ）から申請することになりました。

既に電子申請で農場台帳の登録が済んでいる方は電子での報告をお願い致します。

まだ、gBIZ ID プライム（ジービズアイディー：デジタル庁発行：eMAFFに入るためのID）を取得されていない方は取得をお願い致します。

取得できた方については、ご自身で申請ができるようにするために、中部家保までご連絡ください。

電子申請での対応が困難な方については、報告様式を送付しますので、ご記入の上ご返送ください。

● gBIZ ID（ジービズアイディー）プライムの取得方法。

ジービズアイディーのホームページから申請し、取得できます。



ジービズアイディーのホームページ

提出いただくもの

①定期報告書

②飼養衛生管理の遵守状況

③添付書類（農場や埋却地に変更がある場合、地図の提出をお願いします）

通知については1月下旬に発送予定です。

ご不明な点がございましたら中部家保まで御連絡ください。

家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 馬の飼育をやめた方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。